

鳥取県選挙管理委員会委員長 様

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

少額領収書等の写しに係る更に開示を受ける旨の申出書

政治資金規正法施行令（昭和50年政令第277号）第11条第3項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

1 少額領収書等の写しに係る開示決定等通知書の番号等

日付： 年 月 日

文書番号：第 号

2 最初に開示を受けた日

年 月 日

3 開示請求者が求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものの番号に○印を付してください。

国会議員関係政治団体の名称		種類・量
		A4判文書 枚
実施の方法		
1 閲覧	1 全部 2 一部 ( )	
2 複写機により白黒で用紙に複写したものの交付	1 全部 2 一部 ( )	
3 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(CD-R)に複写したものの交付	1 全部 2 一部 ( )	
4 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(DVD-R)に複写したものの交付	1 全部 2 一部 ( )	

4 開示実施手数料の計算

次の計算表をもとに上記3にて選択した実施の方法による開示実施手数料を計算し、記入してください。

実施の方法 (a)	算定基準（鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第327号） (b)	左の実施方法で開示を希望する文書量 (c)	b欄とc欄をもとに算出した額（手数料額） (d)
1 閲覧	—	/	無料
2 複写機により白黒で用紙に複写したものの交付	交付する用紙1枚につき10円	ページ	円
3 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（CD-R）に複写したものの交付	CD-R 1枚につき30円	/	円
4 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（DVD-R）に複写したものの交付	DVD-R 1枚につき50円	/	円
<u>手数料額</u>			円

5 開示の実施を希望する日（少額領収書等の写しの送付を求める場合を除く。）  
年 月 日

6 少額領収書等の写しの送付の希望の有無 [ 有：同封する郵便切手の額 円  
無 ]

※ 少額領収書等の写しの同じ部分について、最初に開示を受けた開示の実施の方法と同じ開示の実施の方法を受けることはできません。